

●香川県選挙管理委員会告示第25号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。）及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を届出候補者の数に応じて次のとおり定める。

令和3年10月8日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

届出候補者の数	テレビジョン放送		ラジオ放送	
	基幹放送事業者	回数	基幹放送事業者	回数
1人又は2人	株式会社瀬戸内海放送	1		
	西日本放送株式会社	1		
3人	株式会社瀬戸内海放送	1	西日本放送株式会社	1
	西日本放送株式会社	1		